

ハーバーマスの規範的社会理論の構造と困難

——合意と批判の両立不可能性——

飯島 祐介

本稿では、ハーバーマスの展開する規範的社会理論の批判的検討を試みる。ハーバーマスは、正当性の概念をめぐる認識論的な議論を踏まえた挑発的な理論を展開しており、注目に値する。しかし、ハーバーマスの社会理論はこの認識論的な議論において、論理的な困難をかかえている。彼の理論の基底には正当性概念についての独特の合意の理念がおかれている。ハーバーマスの社会理論では、批判的討議における合意によって正当性が定義される。しかし、この合意の理念には論理的な困難が内在している。この理念は、正当性を基本的に合意によって定義するが、その合意の限定条件として付加される批判の前提として、合意とは別個に正当性を定義せざるをえなくなる。さらに、その結果として、この理念は内的な齟齬をきたす。この理念を構成する二つの契機である合意と批判が両立不可能となる。批判の前提として何らかの正当性を定義すると、合意によって正当性を定義できなくなる。逆に、合意によって正当性を定義すると、批判の前提としての正当性を定義できなくなる。少なくとも、現状のハーバーマスの社会理論には、齟齬を解消する十分な論理は用意されていない。

1. はじめに

本稿では、ハーバーマスの規範的社会理論の批判的検討を試みる。本稿の目的は、彼の社会理論の構造を解明したうえで、それが陥っている論理的な困難を明らかにすることにある。

一般に社会理論は二つの種類に区別することが可能であろう。社会を経験的に記述する経験的社会理論と規範的に社会を構想する規範的社会理論である⁽¹⁾。本稿が定位するのは後者の規範的な社会理論である。ハーバーマスの社会理論は経験的な理論の側面と規範的な理論の側面との両面があるが、本稿では後者の側面において彼の理論を検討することにしたい。

ハーバーマスの社会理論は、現代の規範的な議論における、ひとつのスタンダードとなっている。それは単に、フランクフルト学派の批判理論の文脈においてそう言えるだけではない。例えば、民主主義論の文脈で注目され (Chambers [1996]、木部 [1996] など)、ロールズとの比較が問題にされるなど正義論の文脈でも注目されている (藤原 [1987]、Baynes [1992] など)。しかし、ハーバーマスの社会理論が注目に値するのは、何も既に注目されているからだけではない。むしろ、それが挑発的であることによる。彼の理論は、正当性の概念をめぐる認識論的な議論を踏まえており、挑発的である。現代において正しさをめぐる意見の対立は深刻な問題である。しかし、この深刻さは

量的な要因だけに還元できないだろう。正しさをめぐる意見の対立が数多く存在することが、問題の深刻たることの決定的な要因になっているわけではない。決定的な要因と言っているのはむしろ、質的な要因である。すなわち、正しさをめぐる意見の対立は、何らかの規範的命題についての正しさをめぐる対立にとどまらず、正しさの概念それ自体をめぐる対立にいたっているのではないか。前者においては一定の正当性概念は共有されたうえでそのもとで命題の正当性が争われるが、後者においては正当性概念それ自体が争われる。現状がこうであるなら、正当性の概念についての認識論的な議論を踏まえていることは、当該の理論がアクチュアリティを有することを、それゆえに挑発的であることを、証明すると言えるだろう。

ハーバーマスの規範的社会理論に対しては、すでに多くの批判が寄せられている。彼の社会理論は合意の理念に集約されるが、合意への志向は人々の差異に対して抑圧的に作用する(山口〔1995〕、斎藤〔1996〕など)⁽²⁾、また合意に基づく秩序は不安定である(McCarthy〔1992〕、Moon〔1995〕、山口〔1995〕など)⁽³⁾、といった批判が寄せられている。これらの批判に見られる通り、抑圧性や不安定といった種々の基準から理論を評価することは、ハーバーマスの社会理論の可能性や限界を測定するうえで重要である。しかし、本稿ではそうした評価を行なうのではなく、従来の研究では比較的到手薄である、理論の論理整合性を問題にしたい。すなわち、ハーバーマスの規範的社会理論の理論構造を明確化したうえで、理論がそれ自体で論理整合的に組みあがっているかについて吟味し、問題点を析出することにしたい。本稿は、ハーバーマスの社会理論の可能性や限界を種々の基準から測定する作業や彼の理論を準拠点に

理論展開をはかる作業に対して、その土台をなすものになるだろう。

本稿では、まずハーバーマスの規範的社会理論の全体的な理論構造を明確化することにした。ポイントとなるのは、合意の理念を三つに区別したうえでそれらに焦点をあわせて解明すること、加えて独特の哲学的思惟にさかのぼって理論を捉え返すことである。そのうえで、これまで指摘されていないが確かにハーバーマスの社会理論に伏在する論理的困難を析出した。ポイントになるのは、社会理論の基底に据えられた、正しさをめぐる合意の理念に内在する困難を明らかにすることである。本稿の主題は困難の析出にあり、理論構造の明確化はあくまで批判的検討の予備作業としてある。しかし、ハーバーマスの社会理論の構造はそれほど明確にされているとは言えず、遠回りな印象を与えるかもしれないが、この点についても多少入念に分析を加えることにする。

本稿では、まず2で、理性と合理性の概念に焦点を合わせて哲学的基礎を解明する。次に3で、哲学的基礎の上に展開される社会理論の構造を、合意の理念を三つに区別したうえでそれらに焦点をあわせて解明する。4では、2と3でその構造を解明したハーバーマスの社会理論を批判的に検討し、内在的な困難を析出する。5では、今後の課題について簡潔にまとめる。

2. 理性及び合理性の概念

ハーバーマスの規範的社会理論の基礎には哲学的思惟がある。ハーバーマスの社会理論で用いられる論理の多くは、この哲学的思惟にさかのぼることができる。したがって、彼の社会理論の構造を十全に理解するためには、多少遠回りではあるが、彼の哲学的思惟を理解しておく

必要がある。ここでは理性そして合理性の概念に焦点を合わせて、彼の哲学的な議論を整理することにしたい。

2.1 コミュニケーション的理性

ハーバーマスの理性概念の前提にあるのは「理性の状況化」である。彼はこの状況化によって生じる問題に対応して独特の理性概念を提示する。

ハーバーマスによると、かつて理性は超越論的主観によって表現された。理性は単一で世界に超越し世界を構成する主観であった。しかし、理性の概念化にあたってはその状況化を前提せざるをえず、超越論的主観をもって理性を表現することはできない。状況化は二つの側面によって捉えられる。第一に、主観は個別化される。主観は単一の主観ではなくなる。第二に、主観は内在化される。主観は世界に超越する主観ではなくなる。しかし、他方で彼は、主観による世界構成の契機は超越論的主観から継承し、それを堅持しようとする。こうしてハーバーマスは、理性を個別的で世界内在的ではあるが世界を構成する主観によって表現しようとする。

しかし、ハーバーマスによると、この理性概念には解決されるべき問題がある。主観の個別化は、間主観的な世界がどのようにして構成されるのか、という問題を引き起こす。「すなわち、意識一般が個々の世界定立的なモナドという複数体制に分解するやいなや、そうした視角からどのようにしてそのつどの間主観的な世界が構成されるのか、という問題が提起される。この間主観的な世界にあっては、ひとつの主観性は他の主観性に、単に客観化を行なう対抗力として出会うのみならず、世界を企投する始源的自発性として出会うであろう。」(Habermas [1988=1990: 60])

ハーバーマスによると、この問題はフッサールやサルトルが解決に失敗したものであり、ハイデガーがそもそも主観から世界構成の契機を剥奪することによって解消しようとした問題である。ハイデガーは、「時間化された根源の力の圧倒するような匿名の出来事」に訴えるとされる(Habermas [1988=1990: 60-61])。ハーバーマスはこの問題のいわば解消に対して、なおも主観による世界構成の契機を堅持する。彼は、言語的な合意形成によって世界を構成するものとして主観を捉え、問題を解決しようとする。ハーバーマスによると、個別化された主観が個別に世界を構成するという構図をとるから問題は解決が困難になる。しかし、個別化された主観が協働して合意を創出することによって世界を構成するという構図をとれば、問題は解決する。

こうしてハーバーマスは、一方で個別的で世界内在的であるが、他方で言語的な合意形成によって世界を構成する主観を措定し、この主観によって理性を表現する。彼はこの主観の在り方について、次のように述べる。

一方では、主体は、常にすでに、言語によって構造化され開示されている世界のなかに自己を見いだし、文法的に前払いされている意味連関を糧としている。・・・他方では、言語によって開示され構造化されている生活世界は、言語共同体が営む了解の実践のなかでのみ維持される。(Habermas [1988=1990: 62])

ハーバーマスは、この理性概念を「コミュニケーション的理性 (kommunikative Vernunft)」と呼ぶ。この理性概念は、「道具的理性 (instrumentale Vernunft)」に対置される。「道具的理性」とは、単一の主観が自己の目的にした

がって世界を構成する、という理性概念である。附言すると、ハーバーマスは、ホルクハイマーやアドルノといったフランクフルト学派第一世代の社会理論は失敗に終わっており、その原因は哲学的基礎に道具的理性の概念をおいているからであるとする。彼は、哲学的基礎において理性概念をコミュニケーション的理性に置き換えることで、フランクフルト学派の社会理論の再生の端緒としている。

2.2 コミュニケーション的合理性

以上の理性をめぐる議論に対応して合理性をめぐる議論が展開される。ハーバーマスによると、合理性は知識と密接に関連するものであり、知識を体現する人間や行為に関して用いられる。

ハーバーマスは、二つの理性概念——コミュニケーション的理性と道具的理性——における知識使用の在り方に注目することで、合理性の概念を二つに区別する。道具的理性は知識をコミュニケーション的に使用しない。彼はそこから、道具的理性に基づく人間や行為の合理性は、それが前提された目的に対してどれだけ有効であるかによって測定されるとする。ハーバーマスは、この合理性概念を「認知的・道具的合理性 (kognitive-instrumentale Rationalität)」と呼ぶ。

これに対し、コミュニケーション的理性は知識をコミュニケーション的に使用する。ハーバーマスはそこから、コミュニケーション的理性に基づく人間や行為の合理性は、それが体現する知識をどれだけ批判可能なものになっているかによって測定されるとする。ハーバーマスは、この合理性概念を「コミュニケーション的合理性 (kommunikative Rationalität)」と呼ぶ。彼は、この合理性概念について次のように述べる。

以上述べてきた合理性に関する説明は、つまるところ、ある発言の合理性は、批判および根拠づけが可能かどうかにかかっている。(Habermas [1981=1985~1987: (上) 32])

ハーバーマスにとって、合理性とは何より、批判としての合理性である⁽⁴⁾。ここでは十分に扱うことはできないが、よく知られているように、認知的・道具的合理性に偏向した合理化こそが近代の病理を生み出した、というのが彼の見解であった。コミュニケーション的合理性の背景にはまた、知識の可謬性の想定がおかれている。「知識というものは当てにならないと、批判されうる」(Habermas [1981=1985~1987: (上) 31])。

ハーバーマスは、コミュニケーション的理性と道具的理性という二つの理性の在り方に対して、それぞれコミュニケーション的合理性と認知的・道具的合理性を対応させる。そして、ハーバーマスにとってすぐれて合理的であるのは、コミュニケーション的に合理的なことである。

3. 合意の三つの理念

ハーバーマスの哲学的思惟は、2で整理した、コミュニケーション的理性とコミュニケーション的合理性の二つの概念に集約される。ハーバーマスの規範的社会理論は、この哲学的思惟を基礎として展開される。それは三つの合意の理念を組み合わせたものとして理解することができる。ここでは、それらの理念を順に整理することで、彼の社会理論の構造を解明することにした。しかし、その前にあらかじめ暫定的に、三つの合意の理念とその布置を概観しておきたい。

ハーバーマスの規範的社会理論の基底におかれる理念は、正当性を概念化するものとしての合意である。ハーバーマスは、哲学的思惟を取り入れながら、正当性を「討議原理 (D)」によって一定の合意で定義⁽⁵⁾する。本稿では、便宜的に〈合意1〉と呼ぶ理念である。ハーバーマスは、この〈合意1〉を基底に据えて社会理論を展開する。ここで基本となるのは、秩序をどのように形成するか、という問題である。ハーバーマスが解答としてまず提示する理念は、合意によって秩序を形成することである。これは、「コミュニケーション的行為」を基軸とし、行為の妥当性——正当性・誠実性・真理の三つの局面がある——についての合意に依拠して秩序を形成しようとする。本稿では、便宜的に〈合意2〉と呼ぶ理念である。しかし、この〈合意2〉は、その合意の確保が難しいために、安定的に機能することが難しいとされる。そして、次善の規範的理念としてシステムが提示される。これは、一定の法を所与として、そのもとで秩序を形成しようとする。システムを構成する法は正統な法であるとされるが、ハーバーマスはこれを「民主主義原理」によって一定の合意で定義する。正統な法を定義するものとしての合意である。本稿では、便宜的に〈合意3〉と呼ぶ理念である。

ハーバーマスの規範的社会理論は、このように三つの合意の理念を組み合わせながら構造化されている。順に具体的にみていくことにしよう。

3.1 正当性と合意

ハーバーマスの規範的社会理論の基底にあるのは、規範の正当性の概念化をめぐる認識論的な議論であり、その独特の解答としての〈合意1〉である。この理念はその論理の骨格を哲学

的思惟に負っている。この点については後で明らかにすることにして、まずは〈合意1〉の内容を整理することにした。

一般に、規範の正当性の概念化にあたっては、まず、認識説と非認識説を区別することができ、認識説は、規範的命題が真理値をもつ、すなわち正当か不当でありうる、とする。非認識説はこれを否定する。認識説をとる場合、正当性をどのように定義するかが重要になるが、これについても様々な立場が可能である。例えば、当該の規範が価値的実在と対応していれば正当であるとする立場や、当該の規範が直観において正当であれば正当であるとする立場が考えられる。さらには、当該の規範が共通理解を適切に解釈していれば正当であるとする立場も考えられる。

ハーバーマスは、非認識説を批判し認識説をとったうえで、とくに価値的実在との対応によって正当性を定義する立場を批判し、〈合意1〉を提示する。〈合意1〉は、次の「討議原理 (D) (Diskursprinzip)」によって表現され、合理的な討議における合意によって正当性を定義する。真理合意説とパラレルに構想された、正当性の合意説である。彼は (D) について次のように述べる。

D: すべての可能な関係者が合理的な討議の参加者として是認する行為規範のみが妥当である。(Habermas [1992: 138])

ここでのハーバーマスの論理は次の通りまとめることができる。基本にあるのは合意によって正当性⁽⁶⁾を定義することである。とくに、すべての人が正しいとするものを正しいとすることである。しかし、彼はすべての合意が必ずしも望ましいものでないとする。彼はこの点

について次のように述べる。

われわれは、ある規範が間主観的に承認されているという社会的事実と、それが承認すべきものであるということとを区別しなければならない。社会的に通用している規範の妥当請求を、不当なものとする十分な理由のあることもあるのだ。(Habermas [1983=1991 : 102])

そこで、合意に合理的な討議を経たものという限定条件が付加される。合理的な討議では、当該の規範の正当や不当が、批判されたり根拠づけられたりする。要するに、討議における批判や根拠づけを経た合意であれば、正当性を定義するものとしての適格性を有するとされる。

しかし、注意を要するのは、この合意の理念が次の二重の意味で世界内在的なことである。第一に、先行する合意が損なわれた場合に、適用される理念であることである。逆に言うと、正当性はゼロからすべて討議原理(D)にしたがって構成されなければならないわけではない。むしろ、正当性は常にすでに「広大で揺らぐことなく、深所から聳え立つ岩盤のように見える合意された解釈範型や忠誠や熟達」(Habermas [1988=1990 : 106])によって与えられている。第二に、後述のコミュニケーション的行為に関連するものとして位置づけられることである。つまり、具体的な行為の在り方に無関係に討議は行なわれるのではなく、それらが要請するかぎりにおいて行われる。要するに、コミュニケーション的行為において所与の合意では不十分な場合に討議は行なわれ、必要なかぎり合意を形成し正当性を構成するとされる。ハーバーマスは、(D)の二重の内在性について、次のように述べる。

というのも、道徳的論議への参加者はそこで、損なわれた合意を再び形成するために、コミュニケーション的行為を反省的態度をもって継続するのだからである。すなわち道徳的論議というものは、行為コンフリクトを合意によって終結させることに役立つのである。(Habermas [1983=1991 : 110]) (傍点引用者)

以上が社会理論の基底におかれる理念である〈合意1〉である。この理念はその論理の骨格を哲学的思惟に負っている。第一に、コミュニケーション的理性の概念に依拠することである。ハーバーマスは、単一かつ世界超越的に世界を構成する主観ではなく、個別化され世界内在的で合意形成によって世界を構成する主観によって、理性を表現した。〈合意1〉は、この理性概念に対応する。この理念は、上で見た通り、二重の意味で内在的であり、また合意によって正しさの世界を構成することを眼目とする。第二に、コミュニケーション的合理性の概念に依拠することである。ハーバーマスにとって、すぐれて合理的であるのは、批判や根拠づけを行なうことであった。〈合意1〉は、この合理性概念を取り入れる。コミュニケーション的理性の概念によって合意による世界構成という考え方が導入されるが、その合意の限定条件として批判としての合理性が付加される。

3.2 秩序と合意

ハーバーマスの規範的社会理論は、上述の認識論的立場を基底に据えて展開される。ハーバーマスの定位する基本的問題は、「行為調整」である。彼の理論は、独自の行為計画を有する複数の行為者が、各々の行為計画がコンフリクトを起こす場合に、それをどのように調整し秩

序を形成するのが望ましいか、という問題を解こうとする(7)。ここで解答として提示される秩序形成の理念は、〈合意2〉である。この理念は、「コミュニケーション的行為」を基軸とし、また〈合意1〉を前提にする。

「コミュニケーション的行為(kommunikatives Handeln)」は、「社会的行為」あるいは「相互行為」の下位類型として導入される。「社会的行為」や「相互行為」は、行為調整の問題を解決する行為とされる。ハーバーマスは、「相互行為」について次のように述べる。

相互行為は一種の問題解決であると理解することができる。どのようにして複数の行為者の行為計画は、他人の行為が自分の行為に連繋していく、という具合に互いに調整することができるのか、というのがその問題である。(Habermas [1988=1990:84])

相互行為は行為調整の方法によって下位分類がなされる。「コミュニケーション的行為」は、行為調整を望ましい仕方ですべて解決する望ましい相互行為である。「コミュニケーション的行為」は、「言語的理解」に依拠して行為調整を目指す相互行為とされる。ハーバーマスは、「コミュニケーション的行為」について次のように述べる。

相互行為の類型は、まず行為調整のメカニズムにしたがって、とりわけ、自然言語がただ情報伝達の媒体としてだけ必要とされるのか、それとも社会的統合の源泉としても要求されるのかに応じて、区分される。前の場合を戦略的行為と呼び、後の場合をコミュニケーション行為と呼ぶことにしよう。後者においては、言語的理解にそなわる合意達成力が、

つまり言語自身の拘束エネルギーが行為の調整にとって有効となるが、これにひきかえ前者では、調整の効果は行為者が行為状況や相手に対して非言語的活動を通じて及ぼす影響力に左右され続ける。(Habermas [1988=1990:84~85])

「言語的理解」に依拠する行為調整とは、次の二つの考え方からできている。第一に、行為の妥当性についての合意によって行為調整しようとする考え方である。妥当性には、正当性と誠実性、そして行為が前提する客観的世界の認識の真理の三つの局面があるとされる(8)。つまり、当該の行為の三つの妥当性を関係者全員が一致して認める場合に、またその場合のみ、その行為は受容されなければならない。言い換えると、各行為者にはその行為を前提として行為をなす責務が生じる。第二に、そうした合意は、批判や根拠づけの可能な状況におけるそれで行うべきではない、という考え方である。合意は単なる合意ではなく、批判や根拠づけの可能な状況におけるそれで行うべきではないとされる。とくに、必要であれば討議に移行することが可能でなければならないとされる。こうすることで、強制に基づく合意などが排除され、秩序形成の理念として適格性を有する合意が弁別される。

要するに、〈合意2〉では、合意された主観的世界——真理・正当性・誠実性の三つの妥当性に対応して客観的世界・社会的世界・主観的世界の三つがある——の在り方のもとで、それに従いながら、各自が行為を遂行し秩序形成をはかる。そして、世界の在り方は批判や根拠づけが可能でなければならない、とりわけ必要であれば討議に移行することが可能でなければならない。逆に言うと、実際に討議に移行しな

いまでも、その可能性が留保されていることが、合意された間主観的な世界の在り方の適格性を保証する。〈合意2〉の行為調整様式としての適格性は、討議に移行する可能性によって保証されている。したがってまた、〈合意2〉は〈合意1〉を前提にするとと言える。

3.3 法と合意

ハーバーマスの規範的社会理論は行為調整の問題に定位し、その解答として〈合意2〉を提示する。しかし、〈合意2〉を通じた秩序の安定的確保は困難であるとされる⁽⁹⁾。そこで、近年導入されるのが、次善の規範的理念としてのシステムである。規範的理念としてのシステムを構成するのは正統な⁽¹⁰⁾法であるとされる。〈合意3〉は、この正統な法を定義するものとして提示され、〈合意1〉にその論理の骨格を負っている。

システムのもとでは、行為調整の問題は所与の法にしたがって解決される。システムがコミュニケーション的行為より安定した秩序形成が可能であるとされるのは、法の正統性がその都度の行為状況では問題にされないからである。法はそのつどの行為状況では所与のものとして受容される。これに対し、コミュニケーション的行為では、規範の正当性をそのつどの行為状況で問題にする可能性が保証されていた。

しかし、あらゆるシステムが許容されるわけではない。「植民地化テーゼ」に見られる通り、ハーバーマスは従来、システムを規範的に望ましくないものとして理解していた⁽¹¹⁾。そこで、単なるシステムではなく規範的に望ましいそれであるための条件が付加される。その条件とは、システムを構成する法が正統な法であることである。〈合意3〉の理念は、この正統な法を定義する。

〈合意3〉は、「民主主義原理 (Demokratieprinzip)」によって表現され、その論理の骨格を〈合意1〉に負っている。民主主義原理は基本的には、討議原理 (D) を法領域に応用したものである。ハーバーマスは、この点について次のように述べる。

法産出の民主的手続きが形而上学以後の唯一の正統性の源泉を形成することは明白である。しかし、この手続きに正統化する力を付与するのは何か。討議理論が簡便な一見すると本当らしくない答えを与える。(Habermas [1992: 662])

しかし、討議原理 (D) を単に法領域に応用するのではなく、それに規範創出と正統性創出の一体化という要素が付加される。(D) では規範の存在は前提され、その正当性が合意によって創出された。しかし、民主主義原理では法の存在は前提されない。要するに、合理的な討議における合意によって、法でかつ正統なそれが創出される。

4. 合意と批判の両立不可能性

以上2と3で、ハーバーマスの規範的社会理論を再構成し、その理論構造を解明した。ハーバーマスの社会理論は、正当性を討議における合意によって定義する〈合意1〉を基底に据える。そのうえで、中核的理念として、行為の妥当性についての合意によって秩序形成をはかる〈合意2〉を据える。加えて、次善の規範的理念として正統な法によって構成されるシステムを導入し、その正統な法を定義するものとして〈合意3〉を据える。〈合意3〉は正統な法を討議における合意によって定義する。

こうした合意理念を基軸とした彼の社会理論に対しては、既に述べた通り、多くの批判が寄せられている。主なところでは、抑圧的である、不安定である、といった批判が寄せられている。本稿では、従来の研究では十分に光のあたっていない、論理的整合性に焦点をあわせて彼の理論の問題点を析出したい。〈合意1〉には論理的困難が内在している。この理念は〈合意2〉と〈合意3〉に基底にあり、これら二つの理念も同時に困難を内在させることになる。

〈合意1〉は討議原理(D)によって表現された。(D)の論理は、二段構えでできていた。第一に、合意によって正当性を定義する考え方である。第二に、合理的な討議という限定条件を合意に付加する考え方である。必ずしも合意は望ましくないので、適切な合意を弁別するために、批判としての合理性が付加された。この〈合意1〉の論理は、一見すると、理解可能であるし説得的でもある。しかし、〈合意1〉は論理的困難をかかえている。以下で、〈合意1〉には次の二つの段階からなる困難があることを示したい。

①〈合意1〉は、合意によって正当性を定義するだけでなく、批判の契機を可能にするために、他に別個に正当性を定義せざるをえない。

②さらに、その結果として、〈合意1〉は内的な齟齬をきたす。〈合意1〉は合意と批判の二つの契機によって構成されるが、この二つの契機は両立不可能となる。批判の前提として何らかの正当性概念を定義すると、合意によって正当性概念を定義できなくなる。逆に、合意によって正当性概念を定義すると、批判の前提としての正当性概念を定義できなくなる。

ここでは、①と②について順に考察したい。そして最後に、この〈合意1〉の困難が〈合意2〉と〈合意3〉にも困難をもたらし、結果としてハーバーマスの規範的社会理論が全体として困難に陥っていることを明らかにしたい。

4.1 〈合意1〉における二つの正当性概念

〈合意1〉は基本的に合意によって正当性を定義する。しかし、適切な合意を弁別するために批判としての合理性を合意に付加することによって、合意による定義とは別個にもうひとつ正当性を定義せざるをえなくなる。

なぜなら、合意の限定条件として付加される合理性を可能にするために、合意とは別個にもうひとつ正当性概念が必要だからである。ここでの合理性とは批判であり討議である。討議では当該の規範の正当や不当が批判されたり根拠づけられたりする。しかし、この討議が可能となるためには、討議の前提として正当性があらかじめ定義される必要がある。討議では何らかの規範の正当性が問題にされるが、そもそも正当性の概念自体が定義されていなければ、規範の正当性を問題にすること自体が成り立たない。

例えば、価値的実在を想定しそれと対応している規範が正当であると定義されていれば、規範の正当や不当をその定義によって問題にすることができる。当該の規範が価値的実在に対応していれば正当であり、対応していなければ不当である。また、伝統を適切に解釈する規範が正当であると定義されていれば、同様に、規範の正当や不当をその定義によって問題にすることができる。当該の規範が伝統を適切に解釈していれば正当であり、適切に解釈していなければ不当である。これらの例に見られる通り、正

当性があらかじめ定義されていれば、当該の規範の正当あるいは不当を問題にすることができる。しかし、そうした定義がなければ、規範の正当あるいは不当を問題にしたとしても、それは空虚な営みにすぎない。

以上から、〈合意1〉は、合意に付加される批判としての合理性を可能にするために、合意による定義とは別個にもうひとつ正当性を定義せざるをえなくなる。

次のような反論が考えられるかもしれない。合意は正当性の基準であり意味ではない。したがって、正当性概念が二つ存在するというのは仮象にすぎない。つまり、合意は当該の規範が正当であることの証拠であり、正当性の定義ではない、という反論である。ハーバーマスがもしこの通りに合意を用いているなら、確かに正当性概念が二つ存在するというのは仮象にすぎず、少なくとも本稿の批判は失効する。しかし、この解釈は、ハーバーマス自身がこれを明確に否定しており、成立しない。合意は、「道徳規範の妥当性に対しては、構成的な寄与をなす」とされる (Habermas [1996: 54])。一般に真理合意説について、ハーバーマスは次のように述べる。

この真理論は意味の解明のみをおこなうのであり、いかなる基準をも提供することはありません。(Habermas [1985a=1995: 318])

4.2 〈合意1〉における合意と批判の両立不可能性

〈合意1〉の問題は、合意による概念化とは別個に正当性概念を必要とすることより、むしろその先にある。この結果として、〈合意1〉は内的な齟齬をきたす。〈合意1〉は合意と批

判の二つの契機によって構成されるが、この二つの契機は両立不可能となる。少なくとも、現状のハーバーマスの社会理論には、齟齬を解消する十分な論理は用意されていない。

批判あるいは討議の前提として合意による概念化とは別個に正当性概念が必要であるとする、〈合意1〉は内的な齟齬をきたす。討議を成立させるために正当性を定義すると、合意によって正当性を定義できなくなる。逆に、合意によって正当性を定義すると、討議を成立させるための正当性を定義できなくなる。しかも両者は相補的に概念化されており、どちらかを捨象することはできない。袋小路である。〈合意1〉はそれを成立可能にする条件によって成立不可能となる。

この齟齬はあくまで、正当性概念にひとつの定義しか与えないことを前提する。この前提は特殊なものとは思われないが、むしろ採用しないことも可能である。この前提を採用しないなら、ひとまず指摘した齟齬を解消することができる。しかし、このことは新たな困難を生じさせる。例えば、正当かつ不当な規範が存在する可能性が生じる。一方の正当性概念に従うと正当であるが、他方の概念に従うと不当である規範が存在する可能性が生じる。正当かつ不当な規範を許容することは、規範の正当不当が決定しえないとすることであり、相対主義を許容することに等価である。ハーバーマスは、この意味での相対主義を、自らは「カント以来の認知主義的倫理学」の立場に立つとして、次のように否定している。

まさにこうした主張 [宗教などに依存せずに道徳を根拠づけようとする啓蒙のプロジェクトは失敗した——引用者注] に対して、カント以来の認知主義的倫理学は反対し、実践的問題の

「真偽決定可能性」をなんらかの意味において守りぬこうとしている。(Habermas [1983=1991:75])

この新たに生じた困難を解消する論理が提示されないなら、内的齟齬を解消する十分な論理が提示されたとは言えない。ハーバーマスの社会理論には、新たな困難を解消する論理は用意されているだろうか。

例えば、次のような論理が考えられるかもしれない。理性に不謬性という性能を読み込み、合意は不謬であるとするのである。合意が不謬であれば、正当かつ不当な規範は存在せず、二つの正当性概念は調和しうる。しかし、この論理は、困ったときの理性頼みとでも言うべきアドホックなものにすぎない。問題は解決されるというより、理性という魔法によって封印され、回避されるにすぎない。提示される論理がアドホックなものでしかないとしたら、新たに生じた困難を解消する十分な論理とは言えない。

むしろ、アドホックでない論理があるとするれば、ここでの批判は失効する。本稿としても、その可能性が皆無とまで主張しない。しかし、ハーバーマスの社会理論が十分な論理を実際に用意していないのであれば、〈合意1〉の内的齟齬は少なくとも現状では解消されていないと言える。しかるに、ハーバーマスの理論にはそうした用意がなされていない。

ハーバーマスのテキストでは、指摘してきた齟齬は具体的にどのように現われまた対処されているのか。齟齬は十分に気づかれていないと言える。このことは、ハーバーマスの次の章句に直截にあらわれる。

自己立法のモデルにしたがって考えられた道

徳的な判断形成の構成主義的意味はなくなつてはならないし、道徳的基礎づけの認知的意味もまた破壊してはならない。(Habermas [1996:55])

「構成主義的」とは、正当性を価値的実在との対応で定義したりするのではなく、当事者によって構成されるものとして定義することである。規範の正当性は、「成員の意図と理解、実践と発話に、織り込まれている」とされる。ハーバーマスは、正当性を合意によって定義することで、この構成主義的意味を確保する。「認知的」とは、正当性を構成されるのではなく発見されるものとして定義することである。これによって「我々の気分を抑制」し、正当性の構成が恣意に陥るのを防止する。ハーバーマスは、討議を導入し合意の限定条件とすることで、この認知的意味を確保する (Habermas [1996:52~55])。したがって、構成主義的意味も認知的意味も「破壊してはならない」とは、言い換えると、正当性の概念化において合意の契機も討議の契機も同時に考慮する必要がある、ということである。

しかし、構成主義的意味すなわち合意と、認知的意味すなわち討議とが、どのように両立しうるのか。文章はここで途切れ、具体的な説明はなされていない。ここに見られる通り、少なくとも現状のハーバーマスの社会理論には、齟齬を解消する十分な論理は用意されていないと言える。

まとめると、本稿のここでの批判は次の三つのステップからなっている。第一に、〈合意1〉は、批判の前提として合意による定義とは別個に正当性を定義せざるをえない。第二に、その結果として〈合意1〉は内的な齟齬をきたす。第三に、少なくともこの齟齬を解消する論理は

現状のハーバーマスの社会理論には用意されていない。

4.3 〈合意2〉及び〈合意3〉の困難

以上、〈合意1〉の論理的困難を析出した。〈合意1〉は、3で見た通り、〈合意2〉と〈合意3〉の基底におかれていた。したがって、この困難は他の二つの合意理念にも困難をもたらす。

〈合意2〉は〈合意1〉を前提にする。コミュニケーション的行為は討議に移行できることを前提にしていた。この移行の可能性は、実際に移行しないまでも、コミュニケーション的行為の行為調整様式としての適格性を支えていた。したがって、〈合意1〉が困難に陥れば、〈合意2〉も同様に困難に陥る。

〈合意3〉は〈合意1〉にその論理の骨格を負っている。したがって、〈合意1〉の論理が自身にもたらした困難は、〈合意3〉にも生じる。〈合意3〉も合意とは別個に正統性を定義せざるをえないし、そのことは理念に内的な齟齬をもたらす⁽¹²⁾。

こうして〈合意1〉の困難は、〈合意2〉と〈合意3〉にも困難をもたらす。ハーバーマスの規範的社会理論は三つの合意理念の組み合わせとして理解できたから、理論は全体として困難に陥る。比喩的に言うと、基底におかれた〈合意1〉に発する亀裂は、〈合意2〉及び〈合意3〉にも拡大し、ハーバーマスの規範的社会理論は全体として架橋しがたい溝を内部にかかえこむと言える。

5. 今後の課題

本稿では、ハーバーマスの規範的社会理論の批判的検討を試み、その論理的な困難を明らか

にした。

ハーバーマスの規範的社会理論は、正当性の概念についての認識論的な議論を踏まえた挑発的な理論であり注目に値する。すでに彼の社会理論に対しては多くの批判的検討がなされている。しかし、彼の理論自体の論理整合性に焦点をあわせた批判的検討はあまりなされていない。本稿では、この種の検討を行ない、理論の問題点を析出した。すなわち、ハーバーマスの社会理論の構造を明確化したうえで、その論理的な困難を析出した。ポイントになったのは、前者では三つの合意の理念の組み合わせとして理論構造を捉えることであり、後者では正当性を概念化する合意の理念に内的な齟齬を明らかにすることであった。

ハーバーマスの規範的社会理論は、正当性の概念についての認識論的な議論を踏まえることによって挑発的でありえ注目に値したが、同時にこの認識論的な議論において困難をかかえこんだ。しかし、このことは彼の社会理論の検討が不必要になることを意味しない。むしろ逆である。彼の理論の陥った困難は、挑発的であるがゆえの困難であり、それは示唆を多く与える。規範的社会理論は、彼の理論をさらに検討し、それを少なくともひとつの準拠点として理論展開をはかる必要があるだろう。本稿はさらなる検討のための土台の一部として位置づけられる。

今後の課題としては、ハーバーマスが困難に陥った背景的な論理を吟味し、飛躍や不十分な部分を同定する作業が重要になるだろう⁽¹³⁾。本稿はこの点について十分な分析を行っていない。困難を析出することに加えて、困難に陥るにいたった背景的論理を分析することが、規範的社会理論一般の発展にとって重要であろう。

註

- (1) 社会理論における規範的議論の位置づけについては盛山〔1991〕と厚東・高坂〔1998〕を参照。
- (2) 例えば、合意は「虚構」であり、それを「隠蔽するために、集団内部の同質性、あるいは同質性の擬制を強化する傾向」が生じると批判される(山口〔1995: 121〕)。また、ハーバーマスの「コミュニケーション」は「説得」の過程であり「他者に共有されがたい声」は「周辺化」すると批判される(斎藤〔1996: 91〕)。
- (3) 例えば次の通り批判される。「そうした秩序〔合意に基づく秩序——引用者注〕は自己を維持していくためには、ことあるごとに成員の支持をとりつけなければならず、政治秩序は極めて不安定で状況依存度の高いものにならざるを得ないばかりか、環境の変化への弾力性にも乏しいものになるであろう。」(山口〔1995: 120〕)。他にMcCarthy〔1992〕やMoon〔1995〕などにも同様の指摘がある。
- (4) この批判としての合理性の概念にはさらに、独特の三元的な世界観の概念が対応している。ハーバーマスは実証主義的に切り詰められた批判のスペクトルを拡張し、理性や合理性の関わる範囲を、真理から正当性や誠実性にもひろげてゆく。これに対応させて、世界は客観的世界・社会的世界・主観的世界の三つの種類に分節化される。
- (5) ハーバーマスは正当性の概念化にあたって、「超越論的語用論」を提示し、言わば「現実社会に潜在する正当性概念の意味」に依拠する。彼は、現実社会における正当性概念の意味に対して、「潜在する」という点では独立に、「現実社会に」という点では連続的に、正当性を概念化する。言い換えると、彼は正当性の概念化にあたって、「定義」と「記述」の二つの作業を同時に行なおうとしている。本稿は、「記述」の側面に焦点を合わせてその経験的真理を問題にするのではなく、「定義」の側面に焦点を合わせる。
- (6) 真理値に関するハーバーマスの用語は次のようにまとめることができる。もっとも包括的な用語は「妥当性 (Gültigkeit)」あるいは「妥当請求 (Geltungsansprüche)」で、「正当性 (Richtigkeit)」、「真理 (Wahrheit)」、「誠実性 (Wahrhaftigkeit)」を含むものとして用いられる。正当性についてはとくに、法に関して「正統性 (Legitimität)」が用いられる。
- (7) この目的合理的な行為を前提にした問題設定は、道具的理性や認知的・道具的合理性に一定の余地を認めるものであり、フランクフルト学派第三世代の理論家とも言われるホネットから、「ハーバーマスはいまや、個人的行為の遂行はすべて目的論的な内部構造をもつという疑わしい前提から出発する」(Honneth〔1985=1992: 362〕)と批判されている。
- (8) 本稿の3ではとくに正当性に限定してハーバーマスの議論を再構成した。ハーバーマスは必ずしも他の二つの局面について十分な議論を提示していないからである。しかし、ハーバーマスは、真理及び誠実性についても正当性と並行的に扱っており、基本的には本稿が3で再構成した論理を念頭においていると思われる。
- (9) この困難はハーバーマスの社会理論にとって内在的な困難である。なぜなら、コミュニケーションの行為において「背景的合意を背面援護する機能を調達する」とされる「生活世界」は、他方において合理化されるなら確固としたものでなくなるとされるからである。この点については、橋本〔1995〕が的確に指摘している。「しかも、この不一致のリスクの増大は生活世界の合理化=コミュニケーション的合理性の増大そのものの帰結である。だとするならば、生活世界の合理化そのものが了解—生活世界の循環にとっての阻害要因を生み出す、ということになり、ハーバーマスの理論構

成にとって致命的な結論となる。」(橋本〔1995 : 102〕)

(10)ハーバーマスは規範の正当性一般については「Richtigkeit (正当性)」を用いるが、法の正当性についてはとくに「Legitimität (正統性)」を用いる。なお、註(6)も参照のこと。

(11)ハーバーマスがシステムを批判する従来の論理には十分注意する必要がある。彼はシステムそれ自体を批判したのではなく、システムが人々の合意によって形成される世界から独立して作動しかつ前者が後者を破壊するかぎりシステムを批判した。また、ハーバーマスは、批判と併せて、「システム統合の機制を制度的に生活世界へ係留すること」を提案していた(Habermas〔1981=1985~1987 : (下) 91~100〕)。つまり、人々の合意によって形成される世界に、システムの作動を結びつけることを提案していた。正統な法によって構成されるシステムは、この提案を具体化するものとして位置づけられる。

(12)また、こうした〈合意2〉にパラレルな困難だけでなく、〈合意3〉に特殊な困難がある。すなわち、規範創出と正統性創出を一体化するかぎり、正統な法とそうでない法という二項図式に基づいた、法の批判が不可能になるということである。なぜなら、この理念のもとでは、法であればそれは正統であり、正統でなければそれはそもそも法

ではないからである。ハーバーマスは法の正統性の再審可能性を前提にしているが、こうした困難にもかかわらず、それがどのように確保されるのか、十分には説明されていない。

(13)もはや詳細に論じることはできないが、私見としては、〈合意1〉が強すぎるのが問題である。この理念のもとで、合意は正当性の意味として位置づけられる。しかし、なぜ合意には強い位置づけが与えられるのか。様々な理由が考えられるが、最大の理由は次のことにありと推察できる。すなわち、知識と世界とが十分には区別されていないことである。ハーバーマスが正当性を合意によって定義するのは、間主観的な世界と世界についての共有された知識とを同一のものとする前提のためである。より特定して言うと、世界についての知識と世界そのものが十分に区別されていないためである。こうした前提はすでに、理論の哲学的基礎においてあらわれている。ハーバーマスは、間主観的な世界の構成という問題について言語的な合意形成という解答を提示した。この考え方が正当性を討議における合意によって定義する論理の基礎にあったわけである。この考え方はしかし、問題の前提においてはじめて成立するものである。合意によって間主観的な世界が構成されるとするのは、合意によって創出される共有知識が間主観的世界に他ならないからである。

文献

安彦一恵 1986 「現代倫理の新潮流 I——ドイツ」 小熊勢記他編『西洋倫理思想の形成II』 晃洋書房。

Baynes, Kenneth, 1992 *The Normative Ground of Social Criticism : Kant, Rawls, and Habermas*, State University of New York Press.

Chambers, Simone, 1996 *Reasonable Democracy*, Cornell University Press.

藤澤賢一郎 1989 「ハーバーマスの真理論」 徳永恂編『フランクフルト学派再考』 弘文堂。

藤原保信 1987 「規範理論と価値の多元性——ロールズとハーバーマス」 『ハーバーマスと現代』 新評論。

橋本直人 1995 「生活世界と合理化」 吉田傑俊他編『ハーバマスを読む』 大月書店。

- Habermas, Jürgen, 1968 *Erkenntnis und Interesse*, Suhrkamp.=1981 奥山次良他訳『認識と関心』未来社。
- 1981 *Theorie des kommunikativen Handelns, Bde.1-2*, Suhrkamp.=1985~1987 河上倫逸他訳『コミュニケーション的行為の理論(上)~(下)』未来社。
- 1983 *Moralbewusstsein und kommunikatives Handeln*, Suhrkamp.=1991 三島憲一他訳『道德意識とコミュニケーション行為』岩波書店。
- 1985a *Die Neue Unübersichtlichkeit*, Suhrkamp.=1995 河上倫逸監訳『新たなる不透明性』松籟社。
- 1985b *Der philosophische Diskurs der Moderne*, Suhrkamp.=1990 三島憲一他訳『近代の哲学的ディスクルスⅠ・Ⅱ』岩波書店。
- 1988 *Nachmetaphysisches Denken*, Suhrkamp.=1990 藤澤憲一郎他訳『ポスト形而上学の思想』未来社。
- 1991 *Erläuterungen zur Diskursethik*, Suhrkamp.=1987 (抄訳・第1章)「道德と人倫」(河上倫逸他編『法制化とコミュニケーション的行為』未来社、所収)。
- 1992 *Faktizität und Geltung (4.Aufl.1994)*, Suhrkamp.
- 1996 *Die Einbeziehung des Anderen*, Suhrkamp.
- Honneth, Axel, 1985 *Kritik der Macht*, Suhrkamp.=1992 河上倫逸監訳『権力の批判』法政大学出版局。
- 岩崎稔 1987 「近代の批判的自己確証と道德・人倫の問題——ヘーゲルとハーバーマス」藤原保信他編『ハーバーマスと現代』新評論。
- 木部尚志 1996 「ドイツにおけるラディカルデモクラシー論の現在——ハーバーマス・マウス・ホネット」『思想』(No.867) 岩波書店。
- 木前利秋 1987 「理性の行方」藤原保信他編『ハーバーマスと現代』新評論。
- 厚東洋輔・高坂健次 1998 「総論 社会学の理論と方法」『講座社会学1・理論と方法』東大出版会。
- McCarthy, Thomas, 1992 “Practical Discourse: On the Relation of Morality to Politics,” in C.Calhoun ed., *Habermas and the Public Sphere*, MIT Press.
- Moon, Donald, J., 1995 “Practical discourse and communicative ethics,” in S.K.White ed., *The Cambridge Companion to Habermas*, Cambridge University Press.
- 大貫敦子 1987 「批判的理性の可能性への問い——ホルクハイマーとハーバーマス」藤原保信他編『ハーバーマスと現代』新評論。
- Pettit, Philip, 1982 “Habermas on Truth and Justice,” in G.H.R. Parkinson ed., *Marx and Marxisms*, Cambridge University Press.
- 斎藤純一 1996 「民主主義と複数性」『思想』(No.867) 岩波書店。
- 盛山和夫 1991 「秩序問題の問いの構造」盛山和夫・海野道郎編『秩序問題と社会的ジレンマ』ハーベスト社。
- 山口節郎 1995 「正統性——手続きからかユートピアからか」新田義弘他編『権力と正統性』岩波書店。

(いいじま ゆうすけ)